

# 憲法の「生まれ」と「はたらき」

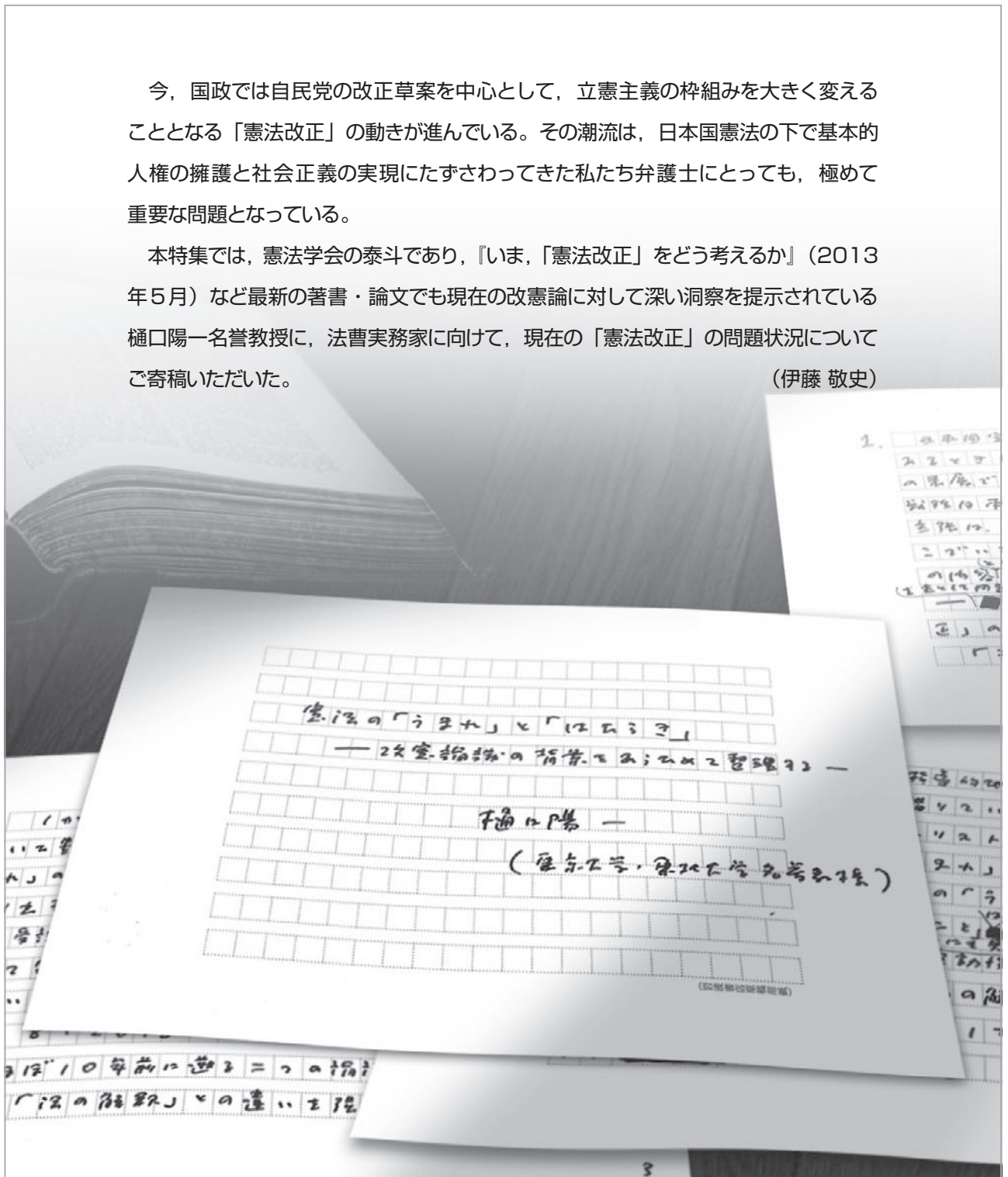
## —改憲論議の背景をあらためて整理する—

憲法の「生まれ」と「はたらき」—改憲論議の背景をあらためて整理する—

今、国政では自民党の改正草案を中心として、立憲主義の枠組みを大きく変えることとなる「憲法改正」の動きが進んでいる。その潮流は、日本国憲法の下で基本的人権の擁護と社会正義の実現にたずさわってきた私たち弁護士にとっても、極めて重要な問題となっている。

本特集では、憲法学会の泰斗であり、『いま、「憲法改正」をどう考えるか』（2013年5月）など最新の著書・論文でも現在の改憲論に対して深い洞察を提示されている樋口陽一名誉教授に、法曹実務家に向けて、現在の「憲法改正」の問題状況についてご寄稿いただいた。

（伊藤 敬史）





## 憲法の「生まれ」と「はたらき」 ——改憲論議の背景をあらためて整理する——

東京大学・東北大学名誉教授 樋口 陽一

1. 日本国憲法を「改正」しようという主張は、あるときは声高に唱えられ、あるときは政治の表層では沈静することを繰り返しながら、戦後日本の重要な対立点となってきた。その主張は、あるときは憲法制定の経緯——ここでいう「生まれ」——を、あるときは憲法の内容とそれが果たしてきた役割それ自体——ここでいう「はたらき」——を主として問題とし、それらに対する否定的な価値を下すことによって「改正」の必要を説くものだった。

「生まれ」「はたらき」という用語は、戦後日本の憲法学で指導的地位にあった宮沢俊義の言葉づかいを借りている（『憲法の正当性ということ』ジュリスト121号、1957）。宮沢は、「生まれ」について、「個々の人間の価値を、その「生まれ」や「毛なみ」によって判定すること」は「理由がない」、というたとえを引く。この論法は、あるいは、問題をそらすかにも見える。だが、現に実効性を発揮して半世紀以上になる実定法秩序の解釈運用にあずかる法律家の立場の表明としては、それで十分と言えるだろう。

しかし又、その彼自身、憲法案を審議していた貴族院の壇上では、日本国憲法の「生まれ」の問題点をだれよりもはっきりと抉り出す論理を説いていた。敗戦＝ポツダム宣言受諾という否応なしの「冷たい真実」によって既に「国体」の変更がもたらされたのだ、という「八月革命」論がそれである（1946・8・26）。そしてその立論は、その時点からほぼ10年前に遡る二つの論説が「解釈学説」・「法の解釈」との違いを強調しつつ対照させていた、「理論学説」・「法の科学」の立論からのものであった（『国民代表の概念』1934、『法律学における「学説」』1936）。

その宮沢が憲法施行10年を経て憲法の「はたらき」を論ずるとき、彼は、「法の解釈」を主導する立場に立って明確な価値判断の物差しを提示する。「人間の社会の目的」として、「自由」と「人間に値いする生存」という二つの価値を挙げているからである。

これら二つの価値は、「冷たい真実」を直視しようとする「法の科学」の見地からすれば、この地上で「人類普遍」にゆき渡っていることから離れて遠い。だが、「解釈学説」の立場に立ってこの物差しを前提にするならば、憲法の「はたらき」について、水掛け論でない議論が成り立つはずである。

以下、憲法の「生まれ」と「はたらき」の両方を問題にするにあたって、ドイツ（再統一前では西ドイツ）を見くらべながら整理をこころみたい。敗戦によってもたらされたという「生まれ」の共通点だけでも、比較に値するからである。

2. 大部の憲法学エンサイクロペディアとでもいふべき Handbuch des Staatsrechts の第4巻に「憲法制定権力」の章がある（H・P・シュナイダー執筆）。それによれば、憲法（正式名は「ドイツ連邦共和国基本法」）には三つの「生まれの欠損」があるという。「デモクラシーの不足」、「占領権力の存在」、「部分国家」だったこと、の三つである。

第1の点は、米英仏三国の占領地域のラント（州）議会の代表がボンに参集した「議会評議会」により基本法が採択されたのであって、直接選挙で選ばれた国会によるものでなかった、ということである（その基本法が占領三カ国の軍政長官の同意を得て正式に成立して初めて、西ドイツという国家が存在する

ことになったのである)。日本では、連合軍司令部民政局が起案した憲法案が政府の「改正草案要綱」として示された上で、女性を含む直接普通選挙で選ばれた衆議院を含む帝国議会で審議・議決され、旧憲法の手続に従って天皇により公布される、という形式が踏まれた。

第2点の占領は共通であり、但し、米英仏それぞれ軍政当局による直接統治のドイツと、日本政府を通じた事実上米国単独の間接統治、という相違があった。

第3点は東西ドイツの分裂を指し、それゆえにまた、基本法は、ドイツ再統一の日までの暫定的なものとして定められ、「憲法」という名称が避けられたのだった。それに対し日本は、直接軍政下に置かれた沖縄が本土から切り離されていたことを忘れてはならないが、その他の点ではドイツと対照的であった。

かように見てくると、「生まれの欠損」としての減点がどちらが大きいのか。それは、三つの項目ごとにも、採点者が何を重要とするかによっても違うだろう。それについて立ち入って吟味することには意味があるが、ここでは、別のことをとりあげておきたい。

ドイツにせよ、日本にせよ、そうした「生まれの欠損」が、政治の世界でどう扱われてきたか、について違いがあるかどうか。

憲法制定権力論の文脈の中で「生まれの欠損」をとりあげた前述の筆者は、「基本法があまり受容されてその通用力が認められてきたからといって、国民の主権的な憲法制定権力の行為に取って替わるものではない」として彼にとっての論点を明確に押し出している。それは宮沢の「生まれ」観と対照的な彼自身の学理上の見解であるが、彼だけの孤立した学説ではない。にもかかわらずそのような見解が、私の知る限り、有力な政治勢力——ましてや政権政

党——によって声高に公にされることはなかった。

第三帝国の廃墟の中で再建にとりかかった戦後西ドイツは、占領三カ国の掲げる西欧自由民主主義への再反逆の嫌疑を呼び起こすような言動を、基本法自身によって禁じた。憲法に対する忠誠義務の憲法規定であり、「自由の敵に自由の保障なし」という原則の制度化であった（典型として政党に対する違憲裁判の制度）。そこでは、基本法の「生まれ」を少しでも疑問に付するような政治上の主張は説かれようがなかった。

対照的なのは日本の状況である。「押しつけられた」という「生まれの欠損」を言い立てる主張が、ときに主旋律として、ときには通奏低音として、政治の場での改憲論を支えてきた。1946年憲法を「押しつけ」た当の主体が憲法の再改正を——あからさまにであれ、暗黙にであれ——「押しつけ」直そうとする逆説があったが、そのためには、かつて「押しつけられた」憲法をまず返上しなければならないからである。

もっとも、その上で進んでゆこうとする方向が、「押しつけ」主の対東アジア基本政策を攪乱しかねない様相のものとなると、それはまた別であろう。「戦後レジームからの脱却」という標語がその論理通りに受けとられると、摩擦は日中・日韓の係にとどまらず、何より日米関係に及ぶからである。日米のまっとうな関係を望むならば、ポスト1945年世界秩序を丸ごと組み替えるような標語を無邪気にふりまわすことは、どんな国民の利益にも合わないはずである。

3. つぎに、「はたらき」である。  
前出のドイツの憲法学者が「それでもなお欠損なのだ」という文脈でなお承認していたように、

かの国の基本法は「あまねく受容されてその通用力が認められてきた」。そのような中でこそ、ドイツ人のアイデンティティを、歴史的な運命共同体としての Volk（血のつながりとしての国民）でも、言語・文化共同体としての Kulturnation でも、経済的な成功（「世界に冠たるドイツ・マルク」）でもなく、憲法の基本的価値を担う市民（Staatsbürgernation）の像に求める「憲法愛国主義」（Verfassungspatriotismus）が、反論を引き起こしながらにせよ、広く論じられるようになったのである。

基本法成立50周年の節目におこなわれたドイツ国法学者大会（1999）で、演説した学会理事長（Ch. シュタルク）は、半世紀間の憲法と憲法学の実績を積極的に評価することができた。それに先立って書かれた彼の論説の中から引用すれば、「西ドイツという部分国家の暫定憲法だった基本法は、すでに長く確定的な憲法と目され、本物であることを実証し、法についての共通理解の根拠、統合要因となり、それどころか、他の諸国の多くの新憲法の手本としてすら役立ってきた」。

ここで一言つけ加えておくことが適当だろう。折にふれ改憲論の中から、「ドイツが50回も憲法改正をしてきたのに日本は異常だ」という言い方がある。しかし回数多さは社会の「統合要因」となるまでの憲法の安定があつてのことであり、基本法の根本原則の改正を禁ずる明文条項のもとで、憲法違反の憲法改正に対する裁判統制という論点がとりあげられるほどなのである。憲法の全面変更・部分改正が多い隣のフランスで、1789宣言の全文17カ条が一字一句の変更もなしにそのまま現行憲法の基本権条項とされ、憲法院による違憲審査の規準＝裁判規範として扱われていることとあわせ、知っておく必要がある。

日本国憲法の「はたらき」と憲法学のかかわりはどうだったろうか。「日本国憲法50年——回顧と展望」を主題とした1996年日本公法学会での二つの記念講演（公法研究59号）は、同じく自国の憲法50年をふり返ってのシュタルク講演との好対照を見せている。

宮沢のあとをうけて憲法解釈学説の主流を担った芦部信喜は、「改憲論およびそれとセットで打ち出された軍事、公安・労働、教育、福祉あるいは選挙制度改革などの諸政策を前にして、自由主義的・立憲主義的憲法学は批判の学ないし抵抗の学としての性格を強めざるを得なかった」と指摘した。違憲審査の実務に最高裁判事として携った経験をふまえて伊藤正己は、「憲法学と憲法裁判の乖離の現象とその原因と考えるもの」の検討を主題としなければならなかった。

実際、憲法研究者たちは多くの場合「憲法規範の形骸化」「空洞化」を批判し、論壇や報道機関の大勢もそのようなとらえ方を基本にしていた。「はたらきの欠損」を問いつづけることは必要不可欠であった。他方でしかし、「形骸化」「空洞化」を過大に見積り過ぎては、「法の科学」の役割に十分に應えることにならない。何より、9条という明文規範が存在しつづけ、その基本理念を共有する広い範囲の人びとの支えがあつたからこそ、アフガニスタンやイラクに自衛隊を送り出す政府も、「戦争しに行くのではない」ことを強調し、自分自身を多かれ少なかれ抑制しなければならなかった。米国のイラク攻撃（2003）の際、ドイツとフランスの反対は「この」戦争は間違っているという立場からだったのに対し、日本がイギリス・イタリア・スペインと同じ軍事行動に加わらなかったのは、政府が他国に先がけて米国支持の立場を表明しながら、しかし「憲法上の制約」

があるからという理由だったのである。そのような9条の下にあって人を殺さない実力集団としての歴史を歩んできたからこそ、3・11大災害での救助・復興作業を通して、自衛隊員たちが被災者と国民一般の信頼と感謝の対象となったのだった。

それに対し、「集団的自衛権」の名のもとに「専守防衛」としての国防の枠を越えた「国防軍」への方向を推進しようとする立場からすれば、9条の「はたらき」がその方向を妨げてきたからこそ、そのような足かせとしての9条の改廃が必要とされているのである。

4. 憲法改正にどんな態度をとるかは、国民一人ひとりが互いに議論し合いながら熟慮の上で決めるべき事柄である。その際に見定めておかなければならぬ重要な点がある。というのは、いま一番有力な案として国民に示されている「自由民主党憲法改正草案」(2012・4・27)が、これまでの同党の草案・構想類と質的に違うものを基本に置いていると見られるからである。

この案は、日本国憲法の「生まれ」を強く難ずる点で、これまでのものと共通点を持ちながらも際立っているが、ここでは、「はたらき」の何を標的として問題にしているかを注目したい。その観点からすると、現在の自民党案の特徴は、何より、前文の全面書き換えにあらわれている。案に添えられたQ&Aは、全文差し替えの理由を説明して、「天賦人權振り」の規定だからよくないと言う。

現行の前文は、「この憲法」が西洋近代の法の考え方を「人類普遍の原理」として受け入れるという立場で書かれている。それに対し改正案の文言は、「日本国」「わが国」の特性を強調する言葉で綴られている。「長い歴史と固有の文化」「天皇を戴く

国家」「国と郷土」「誇りと気概」「美しい国土」「良き伝統」「国家を末永く子孫に継承」などの語句それ自体としては、人びとの共感を呼びおこすでもあろうし、逆に反感の対象となるかもしれない。だがここでの問題はそういう次元でのことではない。これらの文言が、「天賦人權振り」を嫌い「人類普遍の原理」への言及をあえて削除するという文脈の中で持ち出されていることが、問題なのである。「イスラームにはイスラームのやり方がある」「中国には中国流の人権がある」というのに倣うかのように「日本は日本」という対外発信を含意する改正案は、これまでの政権が「価値観を共有する」と揚言してきた米欧諸国との間でのどのような関係を想定しているのだろうか。

溯れば大日本帝国憲法が既に、近代化による欧米世界への参入のための必然的要請に応えるものとしてつくられており、その本文各条は概ね19世紀ヨーロッパ基準の原則に対応して書かれている。例えば第3条（「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」）にしても、その論理は国民主権下の王制を定めた1791年フランス憲法の条項に対応する君主無答責の法的地位を定めたものはずであった。本文各条がそのような条項だったからこそ、半官的註釈書『憲法義解』はいくつかの条文につき「之ヲ欧洲ニ参考スルニ」と付言し、日本ではそう解釈してはならぬと釘をさしていたし、それとは逆に、のちに美濃部達吉は、その憲法のもとで自由主義憲法学説を法律家として展開することが可能だったのである。そのことを考えるならば、改正案を「明治憲法への逆戻り」と評するのは、全くの見当違いと言わなければならない。

前文改正案から見えてくる問題性を本文各項の中で端的に反映しているのは、13条であり、「すべて

国民は、個人として尊重される」の「個人」を「人」に変えようとする。少なくともホップズまで遡る近代法体系の想定する主体としての「個人」をも疑問に付すことは、「価値観を共有」する国際環境からの脱却への志向を、あらためて印象づける。それはまた、「個人」の生き方の自律と利益主張に正当性の根拠を提供して戦後社会の安定を支えてきた憲法の「はたらき」に、正面から異議申立をあえてすることを意味する。

そのような改正案を掲げる現在の自由民主党のありように対し、元総裁（河野洋平）や幹事長経験者（加藤紘一、野中広務、古賀誠）の諸氏が憂慮の思いを公にしていることは、重要な示唆を与える。「戦後」の積み重ねを「保守」しようとするのか、それとも、見透しのきかない未来に向かって国民の生命と財産を賭けた「変革」をあえてしようとするのか——このたびの改正案への態度決定が、その選択を少なからず意味するだろうからである。

### 〈プロフィール〉

樋口 陽一（ひぐち・よういち）

1934年仙台生まれ。憲法学専攻。東北大学法学部卒。東北大学法学部、東京大学法学部、パリ第2大学、上智大学法学部、早稲田大学法学部などで教授・客員教授を歴任。現在、東北大学名誉教授、東京大学名誉教授、パリ第2大学名誉博士、国際憲法学会名誉会長、日本学士院会員。

### 〈主な著作等一覧〉

#### 1 単著

- 『近代立憲主義と現代国家』（勁草書房、1973年）
- 『比較憲法』（青林書院、1977年、全訂第3版1992年）
- 『比較のなかの日本国憲法』（岩波書店〔岩波新書〕、1979年）
- 『自由と国家—いま「憲法」のもつ意味』（岩波書店〔岩波新書〕、1989年）
- 『憲法』（創文社、1992年、第3版2010年）
- 『憲法入門』（勁草書房、1993年、5訂版2013年）
- 『近代国民国家の憲法構造』（東京大学出版会、1994年）
- 『近代憲法学にとっての論理と価値—戦後憲法学を考える』（日本評論社、1994年）
- 『憲法と国家—同時代を問う』（岩波書店〔岩波新書〕、1999年）
- 『個人と国家』（集英社〔集英社新書〕、2000年）
- 『憲法 近代知の復権へ』（東京大学出版会、2002年、平凡社ライブラリー版2013年）
- 『国法学—一人権原論』（有斐閣、2004年、補訂版2007年）
- 『憲法という作為—「人」と「市民」の連関と緊張』（岩波書店、2009年）
- 『いま、憲法は「時代遅れ」か』（平凡社、2011年）
- 『いま、「憲法改正」をどう考えるか—「戦後日本」を「保守」することの意味』（岩波書店、2013年）

#### 2 共著

- 『新版・憲法判例を読みなおす—下級審判決からのアプローチ』（日本評論社、2011年、山内敏弘、辻村みよ子、蟻川恒正と共著）
- 『「日本国憲法」を読み直す』（講談社〔講談社文庫〕、1997年、井上ひさしと共著）
- 『時代を読む—「民族」「人権」再考』（小学館、1997年、加藤周一と共著）

# 日本国憲法と自由民主党憲法改正草案の比較対照表(抜粋)

編集部作成

日本国憲法	自由民主党「日本国憲法改正草案」 (2012.4.27 決定)
<p>(前文)</p> <p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>(前文)</p> <p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。</p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</p>
<p>第1章 天皇</p> <p>第1条</p> <p>天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。</p> <p>第3条</p> <p>天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。</p> <p>第4条</p> <p>1 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。</p> <p>2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。</p>	<p>第1章 天皇</p> <p>第1条 (天皇)</p> <p>天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。</p> <p>第3条 (国旗及び国歌)</p> <p>1 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。</p> <p>2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。</p> <p>第4条 (元号)</p> <p>元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があつたときに制定する。</p> <p>第5条 (天皇の権能)</p> <p>天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行ひ、国政に関する権能を有しない。</p>

<p>第2章 戦争の放棄 第9条</p> <p>1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、<b>国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</b></p> <p>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p>第2章 安全保障 第9条（平和主義）</p> <p>1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、<b>国権の発動としての戦争を放棄し</b>、武力による威嚇及び武力の行使は、<b>国際紛争を解決する手段としては用いない。</b></p> <p>2 前項の規定は、<b>自衛権の発動を妨げるものではない。</b></p> <p><b>第9条の2（国防軍）</b></p> <p>1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。</p> <p>5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p> <p><b>第9条の3（領土等の保全等）</b></p> <p>国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p>
<p>第12条</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>	<p>第12条（国民の責務）</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、<b>自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。</b></p>
<p>第13条</p> <p>すべて国民は、<b>個人として尊重される。</b>生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	<p>第13条（人としての尊重等）</p> <p>全て国民は、<b>人として尊重される。</b>生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<b>公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</b></p>
<p>第20条</p> <p>1 信教の自由は、<b>何人に対してもこれを保障する。</b>いかなる宗教団体も、<b>国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</b></p> <p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p>	<p>第20条（信教の自由）</p> <p>1 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、<b>特権を与えてはならない。</b></p> <p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 <b>国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。</b></p>
<p>第21条</p> <p>1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。</p> <p>2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p>	<p>第21条（表現の自由）</p> <p>1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<b>公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社</b></p>



	<p>をすることは、認められない。</p> <p>3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。</p>
<p>第22条</p> <p>1 何人も、<b>公共の福祉に反しない限り</b>、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p>	<p>第22条（居住、移転及び職業選択等の自由等）</p> <p>1 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>2 <b>全て国民は</b>、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。</p>
<p>第24条</p> <p>1 婚姻は、<b>両性の合意のみ</b>に基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</p> <p>2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>	<p>第24条（家族、婚姻等に関する基本原則）</p> <p>1 <b>家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。</b></p> <p>2 婚姻は、<b>両性の合意に基づいて</b>成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</p> <p>3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>
<p>第26条</p> <p>1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。</p>	<p>第26条（教育に関する権利及び義務等）</p> <p>1 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。</p> <p>2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。</p> <p>3 <b>国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。</b></p>
<p>第28条</p> <p>勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。</p>	<p>第28条（勤労者の団結権等）</p> <p>1 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。</p> <p>2 <b>公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。</b></p>
<p>第29条</p> <p>1 財産権は、これを<b>侵してはならない</b>。</p> <p>2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。</p> <p>3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。</p>	<p>第29条（財産権）</p> <p>1 財産権は、保障する。</p> <p>2 財産権の内容は、<b>公益及び公の秩序に適合するやうに、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するやうに配慮しなければならない。</b></p> <p>3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。</p>
<p>第47条</p> <p>選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</p>	<p>第47条（選挙に関する事項）</p> <p>選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。<b>この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。</b></p>
	<p>第9章 緊急事態</p> <p>第98条（緊急事態の宣言）</p> <p>1 <b>内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必</b></p>

	<p>要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。</p> <p>2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。</p> <p>4 第2項及び前項後段の国会の承認については、第60条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。</p> <p>第99条（緊急事態の宣言の効果）</p> <p>1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。</p> <p>4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。</p>
<p>第9章 改正 第96条</p> <p>1 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p>2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。</p>	<p>第10章 改正 第100条</p> <p>1 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。</p> <p>2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。</p>
<p>第10章 最高法規 第97条</p> <p>この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</p> <p>第99条</p> <p>天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p>	<p>第10章</p> <p>〔削除〕</p> <p>第102条（憲法尊重擁護義務）</p> <p>1 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。</p> <p>2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。</p>